

広島市多元的環境アセスメント技術指針（案）

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨

- 1 この広島市多元的環境アセスメント技術指針（以下「技術指針」という。）は、対象計画に係る多元的環境アセスメントが適切に行われるために必要な技術的な事項を定めるものとする。
- 2 この技術指針は、対象計画に共通するものとして定めるものであり、多元的環境アセスメントを行うに当たっては、対象計画事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象計画事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して、必要に応じ、この技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。

また、このほか、社会・経済面への影響（土地利用、交通、公有地の割合、跡地利用、災害のリスク、負担の公平性等の社会的影響、事業の費用、事業の効率性等の経済的影響）を明らかにするよう努めるものとする。

- 3 この技術指針は、今後の事例の積み重ね又は科学的知見の進展等に応じて必要な改定を行うものとする。

第 2 節 用語

この技術指針で使用する用語は、この指針に定めるもののほか、要綱で使用する用語の例による。

第 2 章 多元的環境アセスメントの実施

第 1 節 実施の手順

多元的環境アセスメントの実施の手順は、おおむね別図のとおりとする。

第 2 節 計画書の作成

- 1 対象計画の案の内容については、次に掲げる事項を記載する。
 - ア 対象計画事業の種類及び規模
 - イ 事業実施想定区域
 - ウ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
 - エ 対象計画の案で検討する複数案とその設定経緯

オ その他既に想定されている対象計画事業の内容

- 2 事業実施想定区域及びその周囲の概況については、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づく技術指針（平成11年6月1日施行。以下「条例技術指針」という。）別表1に示す地域の自然的状況及び社会的状況について、入手可能な最新の文献の調査その他の調査により把握した結果を記載する。

なお、当該概況の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。

- 3 多元的環境アセスメントの項目並びに調査、予測及び評価の手法については、事業特性及び地域特性を勘案して選定し、当該項目等を選定した結果及びその理由を明らかにする。

第3節 報告書の作成

- 1 多元的環境アセスメントの項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

計画書についての市長の意見を勘案し、計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者（以下「市民等」という。）の意見に配慮して多元的環境アセスメントの項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

- 2 調査の実施

選定した多元的環境アセスメントの項目（以下「選定項目」という。）ごとに、適切に予測及び評価を行うために必要な情報を得るため調査を行う。

- 3 予測及び評価の手法の再検討

調査の結果、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事実が判明した場合には、必要に応じて当該手法の再検討を行う。

- 4 予測

選定項目ごとに、対象計画事業に係る環境影響の内容及び程度を把握し、適切に評価を行うために必要な情報を得るため予測を行う。

- 5 評価

調査及び予測の結果を踏まえ、対象計画事業を実施する区域の位置、対象計画事業の規模又は対象計画事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数の案」という。）が設定されている場合は、当該複数の案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。また、必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数の案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。

第3章 多元的環境アセスメントの項目等の選定指針

第1節 位置等に関する複数案の設定

- 1 多元的環境アセスメントの項目についての検討に当たっては、対象計画事業に係る位置等に関する複数案を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- 2 前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象計画事業を実施する区域の位置又は対象計画事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、対象計画事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象計画事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。
- 3 第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象計画事業に代わる事業の実施により当該対象計画事業の目的が達成される場合その他対象計画事業を実施しないこととする案（以下「ゼロ案」という。）を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、ゼロ案を含めるよう努めるものとし、ゼロ案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

第2節 事業特性の把握

多元的環境アセスメントの項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該選定を行うに必要と認められる範囲内で、当該選定に影響をおよぼす事業特性について次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 1 対象計画事業の目的
- 2 対象計画事業の種類及び規模
- 3 事業実施想定区域の位置
- 4 対象計画事業の工事計画の概要
- 5 既に想定されている対象計画事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要

6 その他必要な事項

第3節 地域特性の把握

- 1 多元的環境アセスメントの項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該選定を行うに必要と認められる範囲内で、当該選定に影響を及ぼす地域特性について条例技術指針別表1に掲げる情報を把握しなければならない。
- 2 前項に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、計画策定者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

第4節 多元的環境アセスメントの項目の選定

1 影響要因の抽出

対象計画事業に係る環境影響のおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を条例技術指針別表2の中から抽出する。

なお、条例技術指針別表2に示す影響要因は、一般的に想定されるものを示すものであり、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要に応じ、追加、削除又は細区分を行うものとする。

2 環境要素の抽出

抽出された影響要因により**重大な**影響を受けるおそれがある環境要素を条例技術指針別表3の中から抽出する。

3 多元的環境アセスメントの項目の選定

抽出された影響要因及び環境要素について、事業特性、地域特性及び影響要因による影響の程度を勘案して、多元的環境アセスメントの項目を選定する。

多元的環境アセスメントの項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

なお、選定項目について、条例技術指針別表4を参考として、影響要因と環境要素の関係及び選定項目を明らかにする表を作成するとともに、選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

第5節 多元的環境アセスメントの項目の区分ごとの調査、予測及び評価の基本方針

調査、予測及び評価の手法は、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定項目ごとに、第6節から第9節までに定めるところにより選定するものとする。

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素に係る選定項目

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素のうち動物及び植物に係る選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素のうち生態系に係る選定項目

次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

(1) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

(2) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

(3) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

(4) 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

4 人と自然との豊かな触れ合いの確保に区分される環境要素のうち景観に係る選定項目

眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

5 人と自然との豊かな触れ合いの確保に区分される環境要素のうち触れ合いの活動の場に係る選定項目

人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ

合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

6 人と自然との豊かな触れ合いの確保に区分される環境要素のうち文化財に係る選定項目

有形文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物及び埋蔵文化財包蔵地の状況を調査し、これらに対する影響の内容及び程度を把握できること。

7 環境への負荷に区分される環境要素に係る選定項目

廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷量の程度を把握できること。

8 一般環境中の放射性物質に区分される環境要素に係る選定項目

放射線の量の変化を把握できること。

第6節 調査の手法の選定

1 調査の手法の選定に係る考え方

調査の手法を選定するに当たっては、第5節の基本方針を踏まえ、次に掲げる調査の手法に関する事項について、適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しなければならない。

(1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状並びにこれに関連する自然的状況及び社会的状況に関する情報のうち、予測及び評価を行うために必要な情報とする。

(2) 調査の手法

文献その他資料を入手し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。

ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。

なお、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある場合には、当該手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

(3) 調査の地域

対象計画事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

2 環境への影響の少ない調査の手法の選定

調査の手法は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

3 情報の整理の方法

調査により得られた情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出所及びその妥当性を明らかにできるように整理しなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の必要な配慮を行うものとする。

なお、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較検討できるように整理するものとする。

第7節 予測の手法の選定

1 予測の手法の選定に係る考え方

予測の手法の選定に当たっては、第5節の基本方針を踏まえ、次に掲げる予測の手法に関する事項について、適切に評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定項目ごとに選定しなければならない。

(1) 予測の手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法とする。

ただし、定量的な把握が困難な場合には、定性的に把握する手法とする。

(2) 予測の地域

調査の地域の内から適切に選定された地域とする。

2 予測の前提条件の明確化

予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測の地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

3 予測の不確実性の整理等

予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合など、科学的知見の限界に伴う予測の不確実性に

ついて、その程度及びそれに伴う環境影響の程度を勘案して、必要に応じて当該不確実性の内容を明らかにする。

第8節 評価の手法の選定

評価の手法を選定するに当たっては、多元的環境アセスメントの項目の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 複数案ごとの環境影響の整理及び比較

(1) 第3章第1節の規定により位置等に関する複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定項目について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

(2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象計画事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、対象計画事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

2 基準等との整合の検討

評価を行うに当たって、国又は地方公共団体による環境保全のための施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討する。

なお、評価に当たって計画策定者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにするものとする。

第9節 調査、予測及び評価の手法選定に当たっての留意事項

- 1 対象計画事業に係る多元的環境アセスメントの項目の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにできるよう努めるものとする。
- 2 対象計画事業に係る多元的環境アセスメントの項目の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ多元的環境アセスメントの項目及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理し

なければならない。